

魚津市告示第141号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定
について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

令和7年5月22日

魚津市長 村椿 晃

指定する事業者

事業者	名称	株式会社ミチルワグループ
	主たる事務所の所在地	東京都中央区東日本橋三丁目3番7号 近江会館ビル3階
事業所	名称	相談支援センターヴィストゥおづ
	所在地	富山県魚津市駅前新町11番17号 大同林業駅前ビル1階
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		特定無し
指定年月日		令和7年6月1日
事業所番号		1630400073

事業者	名称	株式会社ミチルワグループ
	主たる事務所の所在地	東京都中央区東日本橋三丁目3番7号 近江会館ビル3階
事業所	名称	相談支援センターヴィストゥおづ
	所在地	富山県魚津市駅前新町11番17号 大同林業駅前ビル1階
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		特定無し
指定年月日		令和7年6月1日
事業所番号		1670400066